

◆ 4番（**森田卓司**議員） 新風会の**森田卓司**でございます。本日最後の質問者となりました。最後まで御清聴のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、8月14日お盆の最中でしたが、建部恒例の納涼花火大会が開催されまして、当局の方を初め議会からは宮武議長、田口議会運営委員会の委員長、そして土肥議員に参加していただきまして花を添えていただきました。漏れはありませんでしょうか。（笑声）特に北区の方、漏れがありましたら言ってください。御紹介をさせていただきます。建部地域の各種団体の方々の御協力もあり、そして昨年度より多くの方の御来場で非常に盛り上がった花火大会になったと思っております。昨日藤原議員もおっしゃっていましたが、このような事業が合併特例区終了後も継続的にできるよう地元住民も、そして特例区の方々も期待をしているところでございます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まず、安全なまちづくりの推進のための名簿づくりについて、これは箕面市ふれあい安心名簿条例の制定を参考にして質問をさせていただきます。

去る8月27日の山陽新聞にも報道されていましたが、というくんだりでやろうと思ったんですが、先ほど公明党の磯野議員がその文を全部言われましたので、順番にいろんな報道を見ておったんですが、私は山陽新聞のほうじゃなくて、読売新聞さんの文を読ませていただきます。（笑声）

全国で100歳以上の高齢者の所在不明が相次いで発表されている問題で、「岡山市の高谷茂男市長は26日、問題解決には個人情報保護法などが壁になっていると指摘、国に法改正を含む対応を求める考えを示した。定例記者会見で、高谷市長はこうした問題で高齢者福祉課や介護保険課などが持っている個人情報を使おうとしても、同法の制限で照会手続きに時間がかかると説明、各機関から個人情報を入手することや市職員が法的責任を問われず住居に立ち入ることができないかを担当部局に研究させていると述べた」と読売新聞は報道をされております。そして、私も国に対して大いにこの要望活動をしていっていただきたいと願っている者の一人でございます。

さて、先ほどの箕面市ふれあい安心名簿条例ですが、この条例は本年4月1日から施行された大阪府箕面市ふれあい安心名簿条例でございます。前文で、これまでの名簿は地域団体などにおいて作成し、利用され、災害時の安否確認、緊急連絡や日常の情報交換など地域コミュニティに重要な役割を果たしてきました。

近年、個人情報の保護に関する法律の施行や地方公共団体の個人情報保護条例の制定などにより、人々の間に個人情報保護制度が定着してきました。しかし一方で、個人情報やプライバシーの保護が重視される余り、個人情報は何でも保護し取り扱わない、名簿はつくってはならない、緊急時であっても個人情報は出さないなど、法の誤った理解やいわゆる過剰反応が一部に生じています。このことは、まちづくりの重要な要素である災害時の市民の安全確保や地域コミュニティの醸成を阻害する要因ともなります。

この条例は、地域団体に名簿作成や条例に定める手続を義務づけるものではありません

が、個人情報保護と有用な名簿作成の推進とのバランスの中でより安心して名簿を作成し、利用できる環境整備を進め、地域団体が主体的に取り組む際の基準を定めることにより、地域社会の安全とコミュニティーの進展を願い制定いたします。

そして、条例作成の目的は地域団体の活動の活性化及び災害その他緊急時の連絡において有用な名簿を市民が作成し、及び利用することができる手続の基準を定めることにより、市民活動を促進するとともに、地域社会における市民の社会連帯を深め、市と地域社会との協働を図り、安全なまちづくりを推進することを目的とするとあります。

条例制定までの経緯は、現市長が平成20年8月に就任後、市民との懇談の中で学校の名簿や地域の名簿がないところがあるという話題になり、緊急時の連絡やコミュニティーづくりに名簿が必要ではないかということになり、平成20年12月に名簿作成の促進について担当課に条例化も含めて検討を指示されました。そして、平成21年3月には地域団体の名簿のあり方を条例で規制するのはなじまないとの結論に事務レベルでは至ったとお聞きしています。この段階では、事務レベルではこの条例をつくるには至らないというふうな判断をされたと聞いております。

そこでお尋ねいたします。

箕面市の担当課のこの段階での判断についての御所見をお聞かせください。

その後、市長より平成21年4月、再度条例化の指示があり、担当課で検討中、市立小・中学校においては名簿の作成状況がまちまちであった。そして、条例作成の目的は地域団体の活動の活性化及び災害その他緊急時の連絡において有用な名簿を市民が作成し、及び利用することができる手続の基準を定めることにより、市民活動を促進するとともに、地域社会における市民の社会連帯を深め、市と地域社会との協働を図り、安全なまちづくりを推進することを目的とするとあります。

個人情報保護法に対する誤解等を再度理解してもらうために、パブリックコメントを2回にわたり行い、2月定例市議会で議決されたということでした。岡山市においても、各種団体が名簿づくりに関しては非常に苦勞をされているとの現状であると認識をしております。また、個人情報保護法に対する誤解もあるのも事実であると感じています。

そこでお尋ねいたします。

1、箕面市ふれあい安心名簿条例についての御所見をお聞かせください。

2、岡山市としても地域コミュニティーの希薄化の要因とならないよう個人情報に配慮しつつ名簿、連絡網を安心してつくり、活用することの環境整備に努めるべきではないでしょうか。平成20年度から始めた災害時要援護者台帳が個人情報を意識する余り、役立たないという意見もありましたが、今後の対策はお考えでしょうか。

3、冒頭述べましたように、法改正を国に要望することは大いにお願いしたいところですが、岡山市独自のルールづくりか条例を制定することを検討することはできないでしょうか。

次に、岡山市の知名度、イメージの向上について質問をさせていただきます。

これはちょっと建部地域のことになりますが、合併地域では合併前に姉妹縁組をそれぞれ行ってまいりました。建部は淡路島の東浦町と姉妹縁組を結んでおりまして、それで東浦町が合併をして淡路市となりまして解消をされました。そして、そんな中、今でも民間レベルで経済交流が行われております。

私は、余り飲みませんが、「福わたり」というお酒がございます。私余り好きじゃないんで、お酒は飲みませんが、大変おいしいようにお聞きをしております。それで、建部でつくられた酒米の雄町というのを東浦の酒蔵で日本酒福わたりに醸造をしていただき、建部地域で販売をしています。建部はヨーグルトも非常に有名なのですが、この福わたりも結構有名なんですけど、なかなか売れておりません。どうか建部の酒屋さんに行かれまして福わたりがありましたらぜひ買っていただきたいと思っておる次第でございます。

それでは、本題の岡山市の知名度、イメージの向上について質問をさせていただきます。

今市議会の市長所信表明で、岡山市の知名度や都市イメージを向上させるとともに、観光・コンベンション誘致や特産品の販路拡大などを図るため、本年度は海外や首都圏で積極的にシティープロモーション活動を行ってきた。マスコミや旅行業者を初めとする招待者や参加者からは、特にビジネスマッチングの企画について高い評価で、岡山市の食や観光などの魅力売り込むことができた。一方で、商談機会の一層の拡充や広域的な連携による情報発信が課題となっている等々の岡山市のプロモーション活動の実施についての所信表明がありました。

私も議会での視察や私的な用件で政令市を含む他の自治体を訪れることがありますが、自治体の職員関係者は政令市岡山のことを十分認知していますが、市民レベルでは倉敷市の名前は知っていても岡山市の存在はおろか、岡山県がどこにあるかさえない住民の方々もいらっしゃるのが事実であります。特に名古屋以東になると、その傾向が顕著ではないかと思えます。海外の大都市での活動はもちろん必要でありますけど、国内での各市との交流も不可欠ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

最後の項、総合的な相談体制の充実についてお伺いたします。

9月15日の山陽新聞によると、2009年度に全国の国公立の小・中・高校が把握した学校内外での児童・生徒による暴力行為の件数は4年連続で増加し、現在の方式で調査をとり始めた2006年度以降、過去最多に上ったことが文部科学省の調査でわかった。中学の割合が全体の72%を占め、小・中いずれも過去最多であったと報道をされておりました。相変わらず学校での不登校、いじめ、友人関係のあつれき等々の問題で子どもも保護者も、また学校関係者も頭を悩ませているのが現状であると想像をしています。岡山市教育委員会でも、この問題について学校等と緊密に連絡をとって対策をとられていることは今まで多くの議員の方々の質問に対する答弁でも明らかになっています。家庭、学校、そして地域力で解決をする問題も多々あるとは思いますが、以下数点についてお尋ねいたします。

1、昨年11月定例市議会新生会礪谷議員の子ども相談主事についての代表質問に対して、教育長の答弁は今年度から子ども相談主事を地域の子どもの相談窓口である地域こども相談

センターに配置したとの答弁をされています。

そこで、お伺いをいたしますが、子ども相談主事配置事業と教育相談室運営事業の相違点と連携についてお聞かせください。

2, 岡山市教育相談室の保護者等への周知はどのように行っているのか、お聞かせください。

3, 相談件数をお聞かせください。

4, 吉備中央町の岡山県総合教育センターでも岡山市教育相談室と同様な相談を岡山市立の小・中学校関係者も受けられるかどうかお聞かせください。

5, 今市議会に提出された岡山市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書によると、中学校だけでなく小学校でもスクールカウンセラーを活用できるよう体制を整備していく必要があると今後の課題で上げられていますが、具体的なスケジュールがあればお示してください。

これで1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

◎繁定昭男総務局長 安全なまちづくりの推進のための名簿づくりについての御質問に順次お答え申し上げます。

箕面市の担当課の判断ですが、まず法の趣旨や規定についての理解を深めるよう努めることが必要であると考えられたのではないかというふうに推察をいたします。また、箕面市のふれあい安心名簿条例は個人情報保護法の過剰反応の対応としての名簿づくりについてのルールづくりを目指したものと思います。これは個人情報保護法を所管する消費者庁によりますと、全国的にも例がないとお聞きしております。

次に、名簿を安心して作成し、活用することの環境整備や本市独自の条例制定につきましては、まず個人情報保護法の対象とされない小規模な団体について、名簿を作成されないなどの過剰反応に対しては、個人情報保護法の理解を深めていく取り組みを進めることが必要であり、国においては過剰反応についての啓発が進められています。本市におきましても、市内部の過剰な対応について適正な取り扱いを周知するなど行政執行について必要な情報は個人情報保護条例に沿って共有し、市民の安全のために必要な情報については条例の趣旨に沿って市民に提供できるなどの周知をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎甲斐充経済局長 岡山市の知名度の向上についての御質問にお答えいたします。

本市のシティープロモーション事業の取り組み方針として、長期的な目標を本市の知名度や都市イメージの向上としております。また、短期的には本市経済の活性化につながることを目標に、観光客・コンベンションの誘致促進、企業立地の推進、特産品等の販路拡

大、民間事業者相互のビジネスマッチングなどを図っているところでございます。シティープロモーション事業を効果的に展開するためには、首都圏や関西圏といった主要都市での実施が中心になるとは考えておりますが、来年春に九州新幹線の全線開通が予定されている九州の主要都市や高速道路の料金割引を踏まえて、高速道路で本市と結ばれている中四国地方の主要都市も重要な対象になるとは考えております。

本市の知名度やイメージの向上には、国内各市でのシティープロモーション事業の展開が大切なことであり、都市間交流の基本はお互いの都市にメリットを生むことにあるという認識のもと、引き続き広域連携での取り組みや民間と連携した事業の展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎山脇健教育長 総合的な相談体制の充実ということにつきまして5点のお尋ねに一括してお答えをさせていただきます。

この教育相談体制を効果的に機能させていくためには、拠点性というものと機動性というものの両面が必要であるというふうに考えておるところでございます。岡山市の場合、この岡山市教育相談室を教育相談の拠点と位置づけておりまして、不登校や集団不適應などのさまざまな悩みについて専門性の高い相談員が子どもや保護者の電話や面接による相談を受けたり、また家庭に訪問相談員を派遣したりしまして、その解消に向けての対応をしているところでございます。

また、子ども相談主事でございますが、この子ども相談主事は機動性を重視しておりまして、学校へ出向いて園児や児童・生徒の問題行動や家庭環境の改善などの悩みについて相談を受けまして、ケースによって子ども総合相談所であるとか、また福祉関係へ紹介をするなどの対応をしているわけでございます。子ども相談主事と教育相談室の相談員は、常に情報交換をいたしまして、連携を図りながら有効な支援というようになるように工夫をしているわけでございます。

保護者等への周知につきましては、年度当初に岡山市立の小・中学校の全児童・生徒にチラシを配布しております。そしてまた、市の広報紙で情報提供も行っております。さらに、校長会や担当者会等の場で教職員への周知も図っているところでございます。

相談件数は毎年、増加傾向にございまして、平成21年度の全延べ相談件数は過去最高の9,536件となっております。スクールカウンセラーにつきましては、今年度から中学校区の小学生にも対応が可能ということになっております。

なお、県の総合教育センターで岡山市からの相談も受け入れていただけるようにはなっております。

以上でございます。

◎田淵薫安全・安心ネットワーク担当局長 災害時要援護者避難支援台帳についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、前回配付いたしました台帳については個人情報の取り扱いの慎重を期す上から、提供する情報を住所、氏名、年齢、性別に限定しており、活用しにくいという声を聞いております。このため、今年度配付を予定しているものにつきましては、実態に即したより有効なものとなるよう、防災担当部局、福祉担当部局、情報公開担当部局等と協議を進めておりますが、人の生命、健康、生活または財産を保護するために必要と認められるときは個人情報の外部提供は可能という考えのもと、緊急時の連絡先等を加えるなど、今後台帳が災害時はもとより平時の見守り、声かけにも活用されるよう整備していきたいと考えております。

以上です。

〔4番森田卓司議員登壇〕

◆4番（森田卓司議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問しないと登壇できないということなので、今答弁されたかもわかりませんが、相談に対する対応とか内容について教育長にもう一度お答えいただければと思います。

各学校でいろんな部分でいじめとか不登校についての対応をとられていると思いますが、建部中学校では前校長先生が川柳が好きな先生でございまして、きょう借りてきたんですが、子どもたちにことし1学期のいじめについて考える週間があるそうでございます。その中で、ちょっとランダムに借りてきたのを読ませていただきます。

「希望の芽 いじめなんかで 摘まないで」というような、それから「いじめ見て とめる良心 大切に」、「いじめなし 明るい中学 建部中」、こういうことをしながらいじめのない学校を建部中学校はみずから学ぶという校訓をもとに教育活動に励んでおられるところでございます。

余談になりますが、前校長は今中国に行って勉強をされていると思いますので、言わせていただきますが、成人式なんかにこれをいっぱい子どもに書かすんです。持って上がって読むんですが、僕も本当は全部きょう言いたいんですけど、このくらい持ってきて全部次々やられるもんですから、旧建部町時代ですよ、旧建部町時代は成人式の時間が大幅にオーバーをして議員さんだけの中ですが、ひんしゆくを買った、おい、あれをずっと全部読みようたら時間がオーバーしてしまうがなというて本当にオーバーしてしもうた経験もあります、こういう川柳を使ってのいじめ防止もやられております。

それから、箕面市の条例についてですが、条例制定後の市民の反応についてちょっと聞き取りをしておりますので、御紹介をさせていただきます。

市民の方の反応は、説明会ではすべての団体に義務化されたとの誤解等があったので、現在各団体が名簿を作成、利用されている団体さんはそのまま名簿を作成してください。

ただ、条例のルールを参考に作成方法をルール化していただいても結構です。認証までを求めているものではありませんとの説明をしており、団体の役員さんは安心しておられるとのこと。また、自治会、PTA、各種団体の方々も同様の御意見であるとお聞きしております。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

◎山脇健教育長 教育相談に関する事で、その相談に対する内容であるとか、その対応についての再度の御質問でございます。

相談内容につきましては、先ほど申し上げましたが、不登校であるとか、さらには問題行動を含め集団的な不適應、さらには家庭での悩みと申しますか、家庭での子育てに対する悩みというようなことも行ってはおります。そういうものに対する悩みを電話であるとか面談で受けておるのが教育相談室の相談員ということになるわけでございます。そして、必要によっては訪問相談員の方が家庭に出向いて、さらにその相談に乗っていくというようなこともしておりますし、子ども相談主事のほうはこれは機動性を有しておりますので、即学校に出かけていくとか、そういうこともしながらケースによって先ほど申し上げました児童相談所ですね、岡山市のこども総合相談所であるとか、そしてまた福祉関係のところにつないでいって対応していくということもしておるわけでございます。

以上でございます。